SEIKATSU JIGYOU BU

相続

Inheritance

相続に関する民法改正!!

平成30年7月6日に、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が成立（同年7月13日公布）。民法の規定のうち相続に関する「相続法」は、昭和55年（1980年）に改定されて以降約40年ぶりの大改正となりました（家事事件手続法の改正については割愛）。

今回の相続法の見直しは、高齢化に伴う相続の社会情勢の変化に対応するものであり、残された配偶者の生活を気遣い、「配偶者の居住の権利を保護するための方策」等が盛り込まれています。このほかにも、相続をめぐる紛争を防止する観点から、「遺言の利用を促進し、自筆証書遺言の方式を緩和する」などといった改正項目が盛り込まれています。

改正の一部をご紹介します。

※法令により施行日が変わります。

（1）配偶者居住権
（2）居住用不動産の特別控除の持戻し免除
（3）遺産分割前の払戻制度の創設
（4）自筆証書遺言の方式緩和
（5）法務局による自筆証書遺言の保管制度の創設
（6）遺留分制度の見直し
（7）特別寄与料制度の新設
（8）成年年齢

相続が争続にならない為に民法改正のこの機会に見直しをしてみませんか？

○財産の洗い出しをしてみましょう
○二次相続について考えてみましょう
○遺言書を作成してみませんか？
○相続関係図を作成してみませんか？
○隣地との境界はどうなっていますか？

JA富士市では、士業と連携して法律や税金等の相談を行っています。

法律・税務相談を無料で毎月開催しています。
法律や税金に関する疑問や質問等ございましたら、ご相談ください。

法律相談	大石朝男 弁護士	税務相談	和泉清明 税理士

《日　時》：6月25日(火)・7月23日(火)・8月27日(火)
13時00分～15時00分（おひとり様30分程度）
《予約受付》：月～金曜日／8時30分～17時00分まで
《定 休 日》：土・日・祝日、年末年始

JA富士市資産相談課　☎：0545-51-2127